

【論文】

アパルトヘイトと国際労働運動

— 80年代のILO特別報告を素材として —

伊 部 正 之

はじめに

- 1 ILOとアパルトヘイト
- 2 政府による反アパルトヘイト行動
- 3 使用者組織による反アパルトヘイト行動
- 4 労働者組織による反アパルトヘイト行動
- 5 アパルトヘイトと国際労働運動 — むすびに代えて —

はじめに

南アフリカ共和国のアパルトヘイト（人種隔離）体制は、「人類への犯罪」（1964年国連決議）として、国際的にもきびしく糾弾されてきた。アパルトヘイト体制は、1948年の国民党政権の誕生とともにその基本政策として推進され、今日に至っている。このアパルトヘイト体制が南アの戦後史を規定することになったのは、一面ではこの間における植民地体制の崩壊過程が南アでの白人少数支配体制の危機を顕在化させたからであり、また、南アにおいてかかる醜悪なアパルトヘイト体制を可能にしたのは、白人入植植民地としての南アに土着化した白人少数集団がすでに国是としての白人優越体制をきずいていたからである。

同時に、1910年に南アフリカ連邦がイギリス帝国内の自治領として独立して以来、白人優越体制とそれをさらに極端化したアパルトヘイト体制にたいする抵抗運動が、連綿としてつづいてきた。そして、アパルトヘイト問題が国際的な重大関心事として本格的にとりあげられるようになるのは、1960年代を迎えてからであった。それは50年代をつうじて急速に具体化されたアパルトヘイト体制がまさしく「人類への犯罪」だったからであり、さらには60年前後からのアフリカ黒人国家の大量独立が植民地体制を決定的に崩壊させ、その奇形的変種としてのアパルトヘイト体制をきびしく追及することになったからである。窮地にたたされた南ア連邦（白人政権）は、黒人新興独立国家が急増したイギリス連邦を離脱し、61年には南ア共和国に移行してあえて孤立化の道をえらんだ。

かくして、アパルトヘイト問題は、とりわけ60年代以降第一級の国際問題となってきた。それは、国連、ILO、イギリス連邦、OAU（アフリカ統一機構）などの政府（国家）間組織はもとより、国際連帯運動、平和運動、労働運動、文化・スポーツ団体、さらには宗教界などをもまきこんできた。アパルトヘイトへの国際的な非難の高まりは、この間アパルトヘイト反対運動の2人の黒人指導者にノーベル平和賞が授与され（61年、84年）、南ア社会の病める現実を告発しつづけてきた白人女

性作家にノーベル文学賞が授与された（91年）ことにも反映されている。

一方、60年代の世界的な高度成長に便乗して一定の相対的安定を確保した南アの白人支配体制は、70年代の世界的構造不況のなかで新たな危機を迎えた。国内的には一方的な犠牲を強いられてきた黒人たちの不満が鬱積し、大衆的な非合法の労働運動が急速に拡大していった。南部アフリカ亜大陸ではポルトガル植民地主義が崩壊してモザンビークとアンゴラが独立（75年）し、これが南ア全土を震かんさせた76年のソウェト事件に連動した。世界不況と狭い国内市場（黒人の低賃金・低所得）のなかで、南ア資本主義は新たな輸出拡大にせまられた。しかし、アパルトヘイト体制のもとでの白人による熟練独占は輸出競争力を制約（熟練労働力不足と高コスト）した。また黒人労働者の無権利状態とそれゆえの労働運動の激化（主として賃上げと組合承認を要求）は労使関係を不安定にし、この面からも南ア資本主義を困難にしていっていった。かくして、70年代末から労働分野での手直しの改革（熟練独占の廃止、黒人労組の法認など）がすすめられ、労働市場の一定の流動化と黒人労働者の組織化が進展しだした。他方では、こうした譲歩によってほころび始めたアパルトヘイト体制を政治的に再編成するために、白人政権は70年代後半から「バンツースタン」（黒人の種別指定地）への「独立」付与政策をおしすすめ、同時に、81年には大統領評議会、84年には3人種別議会（白人議会、カラード議会、インド人議会）を設置した。つまり、黒人の「外国人」化と中間人種の取り込みである。かくして、政治的権利を重ねて否定された黒人たちの不満がさらに高まり、84年8月の鉱山ストをはじめとして、経済的要求と政治的要求の結合、労働運動と政治運動の結合が明示的に前進した。白人政権はこうした運動の前進に非常事態導入で臨み、国際的な非難の沸騰のなかで、欧米日先進諸国の消極姿勢をのりこえて、より本格的な南ア制裁の強化が不可避となった。

そして、80年代半ばからの南ア内外におけるアパルトヘイト体制をめぐるきびしいせめぎ合いをへて、90年2月のデクラーク大統領の議会演説（アフリカ民族会議＝ANCなどの合法化、ネルソン・マンデラの釈放、交渉による問題解決の提唱など）を転期に、アパルトヘイト廃絶に向けた新たな情勢が展開しつつある。90年3月には、南アの不法統治下にあったナミビアがついに独立を達成した。

本稿は、こうしたアパルトヘイト問題（より積極的・今日的な視点からみればその崩壊過程）に、国際労働運動がいかにかわったか（かわりえたか）を、さしあたりアパルトヘイト体制が国内外での危機をいよいよあらわにした80年代を中心に、もっぱらILO資料を手掛かりにして、若干の検討を行なおうとするものである。

1. ILO とアパルトヘイト

ILO（国際労働機関または国際労働機構）は、第一次世界大戦の戦後体制の中心的機構となった国際連盟の付属機関・外局として、1919年に創設された。したがって、ILOの加盟国は戦前の国際連盟、戦後の国際連合の加盟国とほぼ重なり合う関係にある。ILOは世界的な規模で労働問題のすべての領域をとりあつかい、主として条約と勧告によって国際労働基準（国際労働立法）の定立をはかり、その適用と監視につとめている。

しかし、ILO がとりあつかう労働問題は加盟各国の利害がさまざまに錯綜するだけでなく、より本質的に労使（労資）の利害対立を不可避的にふくんでいる。このため、条約・勧告、決議などの表決にあたっては、1国1票制ではなく、政府代表2票、使用者代表1票、労働者代表1票という独特の1国4票制をとっている。政府代表の2票は、利害が対立しがちな労使代表の計2票にたいして中立・公平な調停者としての機能を発揮するものと意味づけられている。これにたいして、とりわけ資本主義国の政府代表は本質的に使用者代表と同じだとする左からの批判があり、他方では、社会主義諸国の政労使代表は自立性を欠き、4票すべてが自動的・機械的に労働者側に同調するという右からの批判もある。また、アパルトヘイト問題などのようなある種の問題はそもそもILOにはなじまない（権限外）という主張が欧米諸国の一部にあり、最大の分担金支出国であるアメリカが70年代後半に一時的にILOを脱退するという事態も経験した。

ともあれ、ILOがアパルトヘイト問題に本格的にかかわり始めたのは1964年からであり、この年の第48回総会で「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する宣言」と「南アフリカ共和国における労働問題でのアパルトヘイトの廃止のためのILO行動計画」を採択した。こうした動きにたいして、南アは64年にILOを脱退した。そして、翌65年からは「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する宣言の適用についての事務局長特別報告」（アパルトヘイト特別報告）が毎年のILO総会に提出され、これにもとづく決議にそってILOの当面の諸活動が推進されている。さらに、南ア（の労働・社会）情勢が新たな展開をみせつつあるなかで、81年には64年の宣言と行動計画が全面的な見直しのうえに改訂（88年に再改訂）され、これ以後、特別報告も大幅に拡充された。また、ILOによる反アパルトヘイト行動を強化するために、理事会のなかの差別対策委員会とは別に、81年には総会のもとにアパルトヘイト対策委員会（88年には反アパルトヘイト行動委員会に改称）が設置された。

その特別報告の（83年版以降の）おおよその構成は、南アにおける労働・社会情勢の最近の展開（第1章）、アパルトヘイトに反対してなされた行動について政府・使用者組織・労働者組織によって提供された情報（第2章）、アパルトヘイトに反対するILO・国連等の国際行動（第3章）である。そこで、本稿が以下で参照するのは主としてこの第2章に集約された情報であるが、これらの情報はILO事務局が宣言・行動計画・総会決議にそって各国の政府および労使の諸組織（国際組織をふくむ）に送付した質問（情報依頼）への回答を集約したものである。もちろん、その集約された情報の採録にあたっては後述するように一定の便宜的な操作がなされている（単純な全文収録ではない）が、全体のおおよその動向を知ることは可能である。そして、検討の対象はさしあたり82～91年（特別報告の83～92年版）としたが、それは上述のような報告形式が定型化したのが82年（つまり83年版）以降だからである。

2. 政府による反アパルトヘイト行動

すでにみたように、ILOは独特の3者構成システムをとっており、本稿の主題である労働者組織による反アパルトヘイト行動をみるまえに、関連する政府および使用者組織による反アパルトヘイト行動についても簡単にみておきたい。まず、政府による行動についてである。

ILO は反アパルトヘイト行動に関連して、政労使の各々に独自の勧告と質問（情報依頼）事項を用意し、情勢の展開に対応して年ごとに拡充してきた。たとえば ILO アパルトヘイト対策委員会（つまりこの問題の実務機関）が1987年報告書で諸政府に勧告した行動はつぎの12項目であった。

I. 国連をつうじた政府行動

- (1) 南アにたいする包括的強制制裁の採用。
- (2) 制裁の厳格な適用と制裁破りの防止のための特別監視団の設置。
- (3) ナミビア問題国連決議の実施への協力。

II. 政府行動

- (1) 南ア政府との政治・軍事・文化・スポーツ・外交関係の断絶。
- (2) 南アの政府・半官企業・民間企業への核関連技術の輸出禁止、南アとの貿易・通商関係の停止、南アでの新たな公的・私的投資の禁止、銀行による貸付・貿易信用・金交換の停止、国際金市場の運営における南アとの協同の禁止。
- (3) 投資撤退・縮小措置の採用、南アとの通商関係をもつ企業への商品・サービス提供契約の拒否、南アとの通商関係を維持する銀行からの公的資金の引揚げ。
- (4) 南ア制裁迂回のための便宜使用の拒否。
- (5) 国民に南アへの移住・旅行を思いとどまらせるための南ア広告の禁止、航空・海上路線の切断など。
- (6) バンツースタンの承認・代表事務所設置・代表入国の禁止、新規投資の禁止、既存投資の引揚げの要求。
- (7) 南アの陸封・隣接諸国にたいする開発援助・代替的貿易パターンの開発をふくむ経済支援の拡大。
- (8) 南アとナミビアで人権確立のために闘う解放運動・独立系黒人労働組合運動・大衆運動にたいする道義的・物質的援助の提供。
- (9) 労働組合の反アパルトヘイト連帯行動を妨げるあらゆる障害の除去。

そして、諸政府は以上のような行動勧告に関連して提起された具体的な質問（情報依頼）事項に回答することが要請される。第1表はその回収結果の総括表である。まず回答国（政府）数をみると、南ア情勢の推移に連動して、80年代中葉にかけての増加と90年にむけての減少の傾向がはっきりとあらわれている。また、各国政府による行動（アクション）を集約整理したのが表中の9項目であり、表に示された数値はその具体的な行動について要約紹介されている国（政府）を数えたものである。したがって、たんにある種の行動や事実の有無を問う質問への回答だけでは、ここでの数値にはふくまれない。また、以前の行動をたんにくり返し回答した場合も、ここでの収録から除外されている。その意味では、各国政府がこれらの9項目の各々についてその年に行なった具体的な行動が（部分的には収録基準に反するものもあるが）一応まとめられていることになる。ともあれ、80年代においては、国連をつうじた南ア非難・制裁強化の国際世論が高まり、南アとの外交

第1表 政府による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①国連をつうじた行動	30	39	56	53	42	43	28	31	35	30
②南アとの関係	30	43	60	47	42	37	8	11	5	13
③投資・貿易・経済関係	14	29	30	13	13	7	14	15	20	13
④移住・旅行の規制	11	17	21	16	9	8	3	5	16	12
⑤近隣諸国支援	8	24	27	20	14	25	18	16	25	18
⑥パンツースタン不承認	10	17	26	14	8	7			0	0
⑦民族解放運動への支援	21	33	41	30	27	45	22	16	31	25
⑧労組の連帯行動	5	16	26	9	4				0	0
⑨その他	11	21					5		4	4
回答政府数	48	65	83	92	87	96	82	72	54	59
情報依頼数	150	150	150	150	150	150	106	156	149	148

①1. 「回答政府数」にはEC加盟各国、旧ソ連内のウクライナ、白ロシア（ベラルーシ）もふくまれる。

2. ①～⑨の数値は、「行動」政府数であり、「回答」政府数ではない。

3. 上記の「行動」政府数には、共同回答分（EC諸国、ノルディック諸国）もふくまれる。

4. 89年には「行動指針」（1＝EC諸国）と「ナミビア」（10）の項目があるが、割愛した。

5. 90～91年については、15項目を上記の①～⑨項目に再編成した。

6. 斜線部は該当項目なし（以下同じ）。

（資料）ILO「アパルトヘイト特別報告」（英文）1983～92年各年版（以下同じ）。

第2表 親南ア諸国の政府による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①国連をつうじた行動		○	○ 1○	○ 2○	2○	3○	2○	2○	2○	○ 1
②南アとの関係	○	1○	3○	1○	3○	3○	○	○		○ 1
③投資・貿易・経済関係	○	○ 1○	3	1	1○	2	2○	○	○	○ 1
④移住・旅行の規制	○			1	1○	1	○	○		
⑤近隣諸国支援	1	1	2○	1	1○	3○	2	2	2○	
⑥パンツースタン不承認	○	○	1○	1	1○					
⑦民族解放運動への支援	2○	2○	2	1	○	○	○		○ 1	○ 1
⑧労組の連帯行動			○	1						
⑨その他	○ 1	○ 1					○ ○			

①1. 左上はEC諸国（共同回答）23 右上はアメリカ18
左下はEC諸国の独自回答 右下は日本39 数字は行動項目数（以下同じ）

2. 89年に「行動指針」の項目あり（EC諸国の共同回答）。

3. EC諸国は85年まで10カ国、86年から12カ国で構成。

4. EC諸国の独自回答による行動項目数は次のとおりである。

オランダ11（82～84年）

デンマーク32（82～91年）→第3表を参照。

アイルランド20（84～90年）

スペイン1（86年）

イタリア11（87～90年）

上・経済上・人的交流上の結びつきの制限が強化され、南部アフリカ近隣諸国や南ア国内の解放運動勢力への支援がさまざまな程度で強化されてきたことが、この表からも推察されるであろう。

第 2 表は、南ア白人政権と有形無形の同盟関係にある西側諸国（とくに英、米、西独、日）の行動をみようとしたものである。しかし、イギリス、西ドイツをふくむ西欧諸国は EC 諸国としての共同回答のなかにかくれており、その行動（回答）項目数もあまり多いとはいえない。その EC 内部の議論では、南アとの結びつきのとくに深いイギリスがさまざまな理由（口実）をあげて南ア制裁に一貫して反対し、内外からのきびしい非難をあびてきた。南アとの歴史的・経済的な結びつきの深さでは西ドイツも同様であり、他の諸国にも大なり小なり微妙な諸事情が働いている。そこで、EC 諸国のうち独自にも回答した諸国は、欄外の注記のとおりである。EC はソウェト事件（非常事態令発動）後の 77 年 9 月の外相会議で、イギリスと西ドイツの主導下に EC 企業行動指針（南アフリカに子会社・支店・出張所をもつ企業の行動指針、いわゆる EC コード）を議決したが、内容上の不十分さ（罰則規定＝強制力なし、運用は各国まかせ、監視機関なし、など）と財界からの強い抵抗によって、骨抜きになっている。EC 諸国は 89 年について、この行動指針の果たした役割を肯定的に報告している。また、1985 年 9 月の EC 閣僚会議は、EC としてのより包括的な共通政策を決定し、南ア政府に具体的対応を求めた。

アメリカは、レーガン政権の「建設的関与」政策のもとで、基本的には明らかな親南ア政策をとってきたが、86 年には包括的反アパルトヘイト法を成立させて内外世論の高まりに対応してきた。また、日本はとくに 60 年代初めから、南アの危機状況（国際的孤立化と外国資本の逃避）に便乗して南アへの急速な進出をはたし、87 年には南ア貿易で第 1 位を記録した。この間、日本の対南ア措置はもっぱら通達・大臣談話等による自肅要請型に終始しており、それがイギリスなどの制裁消極論にも利用されてきた。

かくして、この表からも明らかなように、欧米日の親南ア諸国は、南アとの投資・貿易・経済関係での行動に消極的であり、主として南アとの外交上・人的交流上での一定の行動拡大によってつじつまを合わせようとしてきたことがうかがえる。

こうしたなかで、EC に加盟するデンマークは、1978 年 3 月のノルディック諸国閣僚会議による反南ア共同行動計画の確立にもみられるように、他の北歐 4 国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド）と共同歩調をとりながら、EC 諸国の共同回答とは別に単独でも回答をよせている。北歐 5 国は南アとの利害関係が比較的うすく、第 3 表にみるように、行動の密度はより高く、内容的にもより具体的かつ高水準（貿易の全面停止など）である。また、イギリス連邦に加盟するカナダ、オーストラリア、ニュージーランド（の政府）による反アパルトヘイト行動も、第 4 表にみるようにかなりの数にのぼっている。カナダ政府は、ソウェト事件や北歐諸国による圧力強化などに触発されて、78 年に南アにおけるカナダ企業の雇用慣行に関するゆるやかな自発的行動指針（いわゆるカナダ・コード）を設定した。かくして、国際機関および欧米日主要国の南ア制裁状況は、たとえば第 5 表のとおりである。

その一方で、OAU（アフリカ統一機構）に結集し、アパルトヘイト反対を外交の基本にすえているはずのアフリカ諸国（約 50 カ国）の行動は、第 4 表にみるように、全体として南ア経済制裁への消極さがうかがえる。また、行動への参加率は概して南アとの距離に近いほど低くなっている。

第3表 北欧4国の政府による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①国連をつうじた行動	○ ○○	○ ○○	○ ○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○	○○ ○○
②南アとの関係	○ ○	○ ○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○ ○		○ ○	
③投資・貿易・経済関係	○ ○	○○ ○○	○ ○	○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
④移住・旅行の規制	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○			○ ○		
⑤近隣諸国支援	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○ ○	○○ ○○	○○ ○○	○ ○
⑥パンツースタン不承認	○○ ○○	○○ ○○	○ ○	○ ○	○ ○		斜線	斜線		
⑦民族解放運動への支援	○○ ○○	○ ○	○○ ○○	○ ○	○ ○	○○ ○○	○ ○		○○ ○○	○○ ○○
⑧労組の連帯行動	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	斜線	斜線	斜線		
⑨その他	○ ○	○○ ○○	斜線	斜線	斜線	斜線	○ ○	斜線		

- 注1. 左上はデンマーク32 右上はフィンランド32
左下はノルウェー32 右下はスウェーデン47
2. 90年①, 91年①ではノルディック諸国としても共同回答している。

第4表 アフリカ諸国・イギリス連邦主要3国の政府による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①国連をつうじた行動	4○ ○	6 ○○	12 ○○	11○ ○	7○ ○	11 ○	5 ○	6○ ○○	7○ ○○	5○ ○
②南アとの関係	5○ ○	7○ ○○	15○ ○○	12○ ○	7○ ○○	11○ ○○	1○ ○	2○ ○○	○ ○○	○ ○
③投資・貿易・経済関係	1○ ○	2○ ○○	6 ○○	1 ○○	2 ○○	2 ○	1○ ○	1 ○	4○ ○	2○ ○
④移住・旅行の規制	2○ ○	2 ○	6 ○○	6 ○	○ ○	4 ○		○ ○	5○ ○○	2 ○○
⑤近隣諸国支援	1 ○	6 ○	7○ ○	7 ○	4 ○	6 ○	2○ ○	2 ○○	6○ ○○	3○ ○○
⑥パンツースタン不承認	2○ ○	3○ ○	8○ ○○	5 ○		5 ○	斜線	斜線		
⑦民族解放運動への支援	3○ ○	5 ○	11 ○○	9○ ○	9○ ○	17○ ○	5○ ○	7○ ○	8○ ○○	6○ ○
⑧労組の連帯行動	1 ○	3 ○	6 ○	1 ○		斜線	斜線	斜線		
⑨その他	○ ○	2 ○	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	1○ ○	○ ○

- 注1. 左上はアフリカ諸国 右上はカナダ42
左下はオーストラリア42 右下はニュージーランド31
2. アフリカ諸国の行動項目数は次のとおりである。
南部アフリカ……ザンビア14, ジンバヴェ13, アンゴラ9, ボツワナ8, モリシアス8,
モザンビーク1, スワジランド1, マラウイ0, レソト0,
ナミビア(90年独立) 0
東アフリカ……エチオピア22, ルワンダ18, ブルンジ13, タンザニア12, ケニア12, など
中央アフリカ……中央アフリカ18, カメルーン8, ガボン6, など
西アフリカ……ナイジェリア19, トーゴ13, ブルキナファソ11, ガーナ8, マリ8,
ニジェール8, など
北アフリカ……チュニジア24, エジプト18, アルジェリア17, スーダン10, など

それはアフリカ諸国が80年代に経験した危機の広がりやを反映するとともに、南アの政治的・軍事的・経済的な存在の大きさをも示している。とくに南アへの経済的・地政的な従属を余儀なくされ

第6表 社会主義諸国の政府による反アパルトヘイト行動

項目	年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①国連をつうじた行動	○6	○○ ○5	○○ ○5	○○ ○7	○○ ○5	○○ ○4	○	○	○	○○ 2	○○ 3
②南アとの関係	○6	○○ ○8	○ ○8	○ 2	○ ○3	○ 2			○		○ 2
③投資・貿易・経済関係	○1	○ 2	○ 1	○		○			2	○ 1	○ 2
④移住・旅行の規制	1	2		○						○ 1	○ 1
⑤近隣諸国支援	○	○○ ○3	○○ ○2	○○ ○2	○○ ○1	○○ ○3	○ ○2	○○ ○2	○○ 1	○○ 3	
⑥バンツースタン不承認	○	○1	○	○		○	■	■			
⑦民族解放運動への支援	○5	○○ ○8	○ ○6	○○ ○5	○○ ○5	○○ ○6	○ ○3	○ ○2	○○ 2	○○ 4	
⑧労組の連帯行動	1	2	6			■	■	■			
⑨その他	○2	○○ ○5	■	■	■	■	■	■		○	○○ 1

注1. 左上はソ連33

右上は中国37

左下は東ドイツ35 右下はその他の社会主義諸国

2. ここでの社会主義国には、ソ連、ウクライナ、白ロシア（ベラルーシ）、東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ユーゴスラビア、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、モンゴル、中国、ベトナム、北朝鮮（ILOには未加盟）、キューバの16カ国がふくまれる。

3. その他の社会主義国の行動項目数は次のとおりである。

キューバ28、チェコスロバキア25、ユーゴスラビア25、ウクライナ22、
白ロシア（ベラルーシ）21、ハンガリー20、ブルガリア12、ポーランド8、
ルーマニア7、モンゴル6、アルバニア0、ベトナム0、北朝鮮0

パルトヘイト問題にとどまらない戦略的な意義をもっているからである。

3. 使用者組織による反アパルトヘイト行動

つぎに、使用者（経営者）組織による反アパルトヘイト行動をみよう。

まず、前節と同様に ILO アパルトヘイト対策委員会が1987年報告書で使用者（経営者）組織に勧告した行動はつぎの6項目であった。

- (1) その使用者（経営者）組織の傘下メンバーが南アとの貿易・通商・金融関係を維持せず、経済・金融機関が南アへの貸付を拡大せず、アパルトヘイト政権と一切協同しないことの保障。
- (2) 対南ア投資の縮小と他のアフリカ諸国とくに南部アフリカ諸国への移転、投資縮小に関する当該企業の黒人労働者を代表する労働組合との早期協議の保障、南ア白人資本への経営移転による投資縮小要求迂回の禁止。
- (3) バンツースタンへの投資の縮小、一切の協力停止。
- (4) アパルトヘイト立法を実施する南ア当局との協力の拒否、アパルトヘイト廃止へのきびしい関与。
- (5) 銀行・金融機関が南ア貿易に貸付・信用提供しないことの要請、政府が自国での国際金会社（INTERGOLD）の活動を禁止することの要請。

(6) 前線・近隣諸国に亡命中のアパルトヘイト犠牲者のための小規模経営の開発や経営訓練計画にたいする技術的・財政的支援の提供。

そして、第 7 表は以上のような行動報告にそってなされた質問（情報依頼）事項への回答についての総括表である。まず、情報依頼数は前節でみた対政府数よりも多いにもかかわらず、回答数はかなり下回り、したがって回収率はかなり低くなっている。そして、イギリス、アメリカ、西ドイツ、フランス、オランダ、スイス、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、ニュージーランドという有力な先進資本主義諸国の使用者（経営者）組織が、ILO でのアパルトヘイト問題の取り扱いに異議（留保）を表明し、一部の組織は具体的な行動報告を拒否している。また、行動記録の収録にあたっては、前節（政府回答）同様にたんなるくり返しの回答を除外したほか、政府との共同回答（とくに社会主義諸国や一部のアフリカ諸国にみられる）もここでは除外（政府回答にふくめる）されており、このため、行動項目数はさらに少なくなっている。ともあれ、各国の使用者（経営者）組織は、一方では政府や議会の政策動向をうかがい、他方では労働運動や市民運動などの世論の動向をうかがい、さらには国際世論や南アの政治・経済動向をみながら、自らの行動を決定していることが一応うかがえる。つまり、この間の使用者（経営者）組織の行動が単純にあるいは純粋に「アパルトヘイト反対」に発したものでないことは明らかである。また、行動の内容では、各種の規制には応じながらも、資本の撤退には組織としては消極的である（個別企業の選択にゆだねている）ことがうかがえる。

第 7 表 使用者組織による反アパルトヘイト行動

項目	年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①南アとの関係		11	22	41	25	17	24	3	4	4	5
②投資撤退		6	6	12	3	1	0			2	1
③その他		14	24	18	19	11	8	5	4	8	6
回答組織数		28	43	57	59	45	71	43	38	33	30
情報依頼数		206	152	197	186	186	191	194	235	224	236

注 1. 「回答組織数」には若干（0～3）の国際組織がふくまれる。
 2. 90～91年については、9項目を上記の①～③項目に再編成した。

第 8 表は、親南ア 4 大国（英、米、西独、日）の使用者（経営者）組織による反アパルトヘイト行動である。全体としては枝葉末節的な「③その他」の行動が多く、南アとの関係、投資撤退といった本質的な領域での組織としての積極的な対応はほとんどみられない。とりわけイギリス産業連盟(CBI)などは、ILO のこの種の活動を「権限外」と非難するなど、政府同様に挑戦的さえある。

同時に、使用者（経営者）団体あるいは経済団体のこのような消極性とは別に、この間に多くの個別有力企業が南アから撤退している。それは、何よりも南アのカントリー・リスクが急速に増大し、黒人労働運動の発展と人間間賃金格差の縮小によって利潤追求のうま味が失われてきたことのあらわれであった。アメリカ資本の撤退には、1977年のサリバン・コード（南アフリカ共和国に関連会社をもつアメリカ企業の原則宣言）をうみだした市民運動の高まりが一つの重要な背景となっており、世界の多国籍企業がすでに「アパルトヘイト後」をにらんだ企業戦略のもとに行動しつ

つあることは自明である。また、撤退する外国資本を買収した現地白人資本が、結果として当面その地位を強めていることも事実である。上述の行動勧告の第2項は、こうした撤退方法をみとめていない。

第8表 親南ア4大国の使用者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①南アとの関係	○	○○	○	○	○			○	○	○
②投資撤退	○		○				■	■	○	
③その他	○○	○○	○○	○○	○	○○	○	○	○	○

註1. 左上はイギリス産業連盟18 右上はアメリカ国際ビジネス協議会6
 左下はドイツ経営者協会連合7 右下は日本経営者団体連盟（日経連）14

さらに、第9表は北欧4国の使用者（経営者）組織による反アパルトヘイト行動である。これらの諸国では政府や労働組合による反アパルトヘイト行動が相対的に活発であり、それがイギリスCBIなどとまったく変わらないこれら諸国の使用者（経営者）組織の明白な消極性を上回っていることがうかがえる。そして前節での政府による行動に対応して、大陸系EC諸国の使用者（経営者）組織の反アパルトヘイト行動をみたのが第10表である。ここでは、オランダ産業連盟(FNI)がILOへのもっとも明確な批判者であり、その行動が全く報告されていない。同様に、イギリス連邦主要3国の使用者（経営者）組織についても、オーストラリア経営者連合協議会(ACEF)の行動が見当たらない。

第9表 北欧4国の使用者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①南アとの関係		○	○	○		○		○		○○
②投資撤退		○		○	○		■	■		
③その他	○	○○	○	○	○	○	○	○	○○	○

註1. 左上はデンマーク経営者連盟3 右上はフィンランド経営者連盟4
 左下はノルウェー経営者連盟11 右下はスウェーデン経営者連盟13

また、アフリカ諸国（第10表）と社会主義諸国（第11表）の使用者（経営者）組織による反アパルトヘイト行動は、これらの諸国におけるそうした組織の幼弱さや非自立的傾向にも規定されて、質量ともにきわめて不十分である。そうしたなかで、アフリカではジンバブエ、タンザニア、ガボン、ニジェール、エジプトの組織、社会主義国では東ドイツの組織がやや目立つ程度である。

4. 労働者組織による反アパルトヘイト行動

そして最後に、本稿の主題たる労働者組織による反アパルトヘイト行動についてみることにし

第10表 アフリカ諸国・大陸系 E C 諸国の使用者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①南アとの関係	3	5○	8○	6	3	4○			1	1
②投資撤退		3	○				■	■	1	
③その他	1○○	2○○	3○○	3○	○	2○		1	1	4

- 注1. 左上はアフリカ諸国の使用者組織 右上はベルギー企業連盟 5
 左下はフランス全国経営者協議会 4 右下はイタリア産業総連合 5
2. イギリス連邦主要 3 国の使用者組織の行動項目は次のとおりである。
 カナダ国際ビジネス協議会……85年①③
 オーストラリア経営者連合協議会……ナシ
 ニューゼaland経営者連盟……82年③, 83年③, 86年③
3. アフリカ諸国の使用者組織の行動項目数は次のとおりである。
 南部アフリカ……ジンバブエ経営者連盟 5, レソト経営者協会 4, など
 東アフリカ……タンザニア経営者協会 5, エチオピア職業会議所 3, など
 中央アフリカ……ガボン経営者協会 5, ザイル全国産業協会 3, など
 西アフリカ……ニジェール全国中小企業協会 4, など
 東アフリカ……エジプト産業連盟 5, など

第11表 社会主義諸国の使用者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①南アとの関係	1	○2	○2	1	○1	○○	○			1
②投資撤退		2	○1				■	■		1
③その他		○	○	○	○		○			○

- 注1. 左上はソ連商工会議所 2 右上は中国企業経営協会 2
 左下は東ドイツ人民企業会議所 11 右下はその他の社会主義諸国の使用者組織
2. その他の社会主義諸国の使用者組織の行動項目数は次のとおりである。
 ブルガリア商工会議所 5, チェコスロバキア商工会議所 4
 チェコ共和国産業連盟 2 (91年), ユーゴスラビア経営者機構 1

よう。

そこでまず、ILO アパルトヘイト対策委員会が1987年報告書で労働者組織に勧告した行動はつぎの12項目であった。

- (1) 国連安保理による包括的強制制裁の採択と実施に関する各国政府への圧力の行使。
- (2) 独立系黒人労働組合不承認・国際労働基準違反の企業への圧力の行使。
- (3) 政府に対南ア包括制裁の採用と対南ア断絶とをせまり、企業に南アからの自主的撤退をせまるための、情報活動による労働者・大衆動員の拡大。
- (4) 労働者が自国の制裁措置を監視し、制裁破りに実力行使で闘うための教育活動の拡大。
- (5) 南ア制裁促進のための消費者ボイコットの組織化。
- (6) 独立系黒人労働組合への財政的・道義的支援の提供。
- (7) 組合員の南ア移住の防止と移住者の処分、南ア求人広告の禁止・南ア募集事務所の閉鎖のための圧力キャンペーンの組織化。

- (8) 南アに利害をもつ企業・投資計画からの労働組合基金の引揚げ、そうした企業・銀行・計画に投資しないことの保障。
- (9) 銀行・金融機関に南アと取引させないための圧力の行使、組合員によるそうした取引銀行からの口座引揚げの推進。
- (10) 南ア政権の一層の孤立化措置の推進、あらゆる反アパルトヘイト活動の支援。
- (11) 国連・専門機関での労働組合代表による反アパルトヘイト行動計画実行要求の保障。
- (12) 「アパルトヘイト政権にたいする制裁その他の行動に関する国際労働組合会議」(1983年、ジュネーブ)の宣言にそった労働組合の反アパルトヘイト行動の調整。

そこで、第12表は以上のような行動勧告にそってなされた質問(情報依頼)事項にたいする労働者組織の回答についての総括表である。まず明らかなことは、情報依頼数が年々増加し、80年代後半には対政府数の3倍をこえていることである。にもかかわらず、回答組織数はせいぜい回答政府数と同程度にすぎず、したがって回収率も10~20%程度にとどまっている。また、各国の労働組合中央組織(ナショナルセンター)のほかに、国際労働組合組織からの回答がかなりの割合をしめている。このため、各項目ごとの行動組織数の集計にあたっては、全体数のほかに国際組織数を区分してかかげることにした。そして、本表の場合も、前節(使用者組織)と同様に、政府との共同回答やたんなるくり返しの回答は、行動記録から除外されている。さらに、イタリアの3大労組(CGIL, CISL, UIL)やスウェーデンの2大労組(LO, TCO)などはほとんどの場合共同回答しており、その場合は行動組織数としてはまとめて1組織としてあつかった。ともあれ、労働者組織の行動としては、①政府への圧力、②企業への圧力、③連帯行動、④南ア労組支援、⑨一層の孤立化措置、⑩労働組合行動の調整が、当然ながら比較的多くなっている。

そして、第13表は国際労働者組織(3大国際センターと国際産別組織)による反アパルトヘイト行動である。3大国際センターのなかでは、国際自由労連(ICFTU)の行動密度が圧倒的に高くなっている(全95項目中の86項目に登場)。これはおそらく、南アとの関係がとくに深い西側諸国の主要なナショナルセンターがICFTUに加盟していること、ICFTUがアフリカに地域組織(AFRO)をもっていること(ただしAFROとしての直接の行動記録はないが)と関連しているであろう。ICFTUは1974年に南ア問題調整委員会を設置し、そこに傘下の有力組合を結集して具体的なとりくみを行なってきた。ICFTUの行動の内容は、南ア情勢についての情報収集と各国加盟組織への情報提供、弾圧事件等での声明の発表、代表団の南ア派遣(南ア当局・関係企業等への申し入れと黒人労働組合等との接触)、黒人労働組合への支援(組織・教育活動、研修旅行・セミナー・研究集会・会議等への参加の援助)、国際会議の共催、パンフ・ポスター等の発行、機関誌等での南ア問題の特集など、多岐にわたっている。また、EC企業行動指針については、罰則規定と3者構成による監視機構の必要性を主張しつつつけている。かくして、労働者組織による反アパルトヘイト行動でICFTUが一定のイニシアティブを発揮してきたことはたしかであろう。

これにたいして、世界労連(WFTU)は80年代半ばから行動記録に登場している。その活動分野はほとんどが③連帯運動と④南ア労組支援であり、いくつかの国際会議等の共催などをのぞけば、各種の行動記念日や弾圧事件に際して発せられる声明が中心である。その声明の文言では、南ア白

第12表 労働者組織による反アパートヘイト行動

項目	年次									
	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力	13 (1)	28 (2)	26 (1)	30 (5)	16 (2)	26 (6)	19 (4)	13 (3)	18 (1)	22 (5)
②企業への圧力	8 (1)	12 (3)	14 (2)	18 (4)	8 (1)	15 (2)	11 (3)	14 (5)	11 (2)	10 (2)
③連帯行動	19 (4)	39 (9)	47 (8)	39 (4)	25 (4)	27 (5)	16 (3)	25 (5)	17 (2)	20 (2)
④南ア労組支援	20 (4)	32 (8)	36 (8)	47 (17)	35 (11)	52 (18)	29 (9)	24 (7)	26 (4)	27 (7)
⑤南ア移住防止	4 (1)	8 (2)	5 (1)	6 (1)	1 (1)	3 (1)			4 (1)	5 (1)
⑥組合基金の引揚げ	6 (1)	6 (1)	6 (1)	4 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	6 (2)	7 (1)	5 (0)
⑦行動指針の監視	6 (1)	8 (1)	6 (1)	3 (1)	2 (1)	1 (0)		2 (0)		
⑧国連での行動	6 (2)	10 (2)	11 (3)	5 (2)	2 (1)	4 (2)			11 (1)	2 (0)
⑨一層の孤立化措置	16 (3)	18 (2)	40 (6)	41 (12)	30 (5)	23 (3)			11 (2)	6 (2)
⑩労組行動の調整	10 (1)	20 (4)	24 (7)	18 (4)	20 (8)	18 (2)			13 (0)	7 (2)
⑪その他	9 (1)	7 (4)					24 (6)	21 (5)	7 (2)	3 (0)
回答組織数	33 (5)	64 (14)	85 (18)	97 (24)	60 (18)	76 (3)	86 (16)	60 (13)	42 (6)	68 (9)
情報依頼数	371	380	383	397	448	493	446	463	478	483

- 注1. () 内は国際組織(内数)である。
 2. 上記の「行動」組織数には、共同回答分(イタリア3大労組、スウェーデン2大労組)も1組織として数える。
 3. 89年には「緊急行動」(10)、90年には「ナミビア」(10)の項目があるが、割愛した。
 4. 90~91年については、15項目を上記の①~⑪項目に再編成した。

人政権を「人種主義者」、「ファシスト」、「植民地主義者」、「帝国主義の手先」等々といった第一級の手きびしい表現で非難しているものの、逆に活動全般のひろがりや表面上(報告をみるかぎりでは)あまりみられない。それは世界労連が、ICFTUとは逆に、南アに影響をもつ諸国の労働運動にほとんど足場をもたないことの反映であろう。また、国際労連(WCL)の行動記録は、その時期と分野において世界労連とはほぼ重なっているが、そのかぎられた範囲での行動内容は、むしろICFTUあるいは国際産別組織にちかといえる。

つまり、各種の国際産別組織もまた、やはり③連帯行動と④南ア労組支援を中心に行動している。これらの組織は、南アにおける同種産業での争議支援や弾圧犠牲者の救援にたずさわっているが、とりわけ80年代半ばからはいくつかの産業で争議が相次ぎ、それが本表での数値にもあらわれている。

第14表は、主として大陸規模の地域別労働者組織による反アパートヘイト行動である。ここでは

第13表 国際労働者組織による反アパートヘイト行動

項目	年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○○ ○1
②企業への圧力		○	○ 2	○○	○○ 2	○	○ 1	○ ○1	○ 1	○	○○
③連帯行動		○ 3	○ 6	○○ ○5	○○ ○1	○○	○○ ○1	○ 2	○○ ○1	○	○○
④南ア労組支援		○ 3	○ 7	○○ ○5	○ 10	○○ 8	○○ ○13	○ 8	○○ ○4	○○ 1	○○ ○4
⑤南ア移住防止		○	○	○	○	○	○	■	■	○	○
⑥組合基金の引揚げ		○	○	○	○ 1	○	○	○	○	○	○
⑦行動指針の監視		○	○	○	○	○	○	■	■	■	■
⑧国連での行動		○ 1	○	○○ 1	○	○	○	○	○	○	○
⑨一層の孤立化措置		○ 2	○	○ ○2	○ 6	○ 4	○ 1	○	○	○	○
⑩労組行動の調整		○	○ 3	○ 6	○ 3	○○ 5	○	○	○	○	1
⑪その他		○	○ 2	■	■	■	■	○ ○4	○ ○3	○ 1	○

①1. 左上は国際自由労連(ICFTU)86 右上は世界労連(WFTU)19
左下は国際労連(WCL)17 右下は国際産別組織

アパートヘイト問題とのかかわりが比較的深いと思われる組織をえらんだが、行動項目数はあまり多くはない。まず、アフリカ労働組合統一機構(OATUU)の活動の中心は「国際世論の動員」である。そのためOATUUは「南ア・イスラエル同盟に関する国際会議」(1983年、ウィーン)、「南アフリカの労働者・人民との国際労働組合連帯会議」(1984年、ハラレ)などの国際会議を共催し、多くの会議や集会等に代表を派遣した。OATUUは、国連や安保理に南ア制裁の強化を要請し、南ア進出企業に撤退を要求し、各国の政府や労働組合にたいして積極的な対応を呼びかけた。88年にはOATUU代表団が日本を訪問し、政府・業界・労働組合の指導者たちと会見して、南ア制裁の必要を強調している。また、南部アフリカ諸国が南アからの共同的自立をめざす努力のなかで組織されたSATUCC(南部アフリカ労働組合調整協議会)の行動は、1985年の南アの非常事態導入にたいする声明(⑨一層の孤立化措置)と91年の反アパートヘイト共同戦略としての社会憲章の起草(⑩労組行動の調整)だけであり、ICFTUアフリカ地域組織(AFRO)はついに全く登場しなかった。

イギリス連邦労働組合協議会(CTUC)はイギリス連邦加盟国(約50カ国)の労働組合の協議体であり、その意味では地域別組織というよりもむしろ世界的規模の国際組織に類するともいえるが、国際3大センターとはレベルを異にする中間的な組織としてこの第14表にかかげることにした。それはさておき、CTUCの行動記録は85～86年の計4項目にのみ登場している。そこではイギリス

第14表 地域別労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目	年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力			○			○	○	○	○		○
②企業への圧力									○	○	
③連帯行動		○	○				○		○	○	
④南ア労組支援					○	○	○			○	
⑤南ア移住防止			○					■	■		
⑥組合基金の引揚げ									○		
⑦行動指針の監視								■		■	■
⑧国連での行動			○					■	■		
⑨一層の孤立化措置			○	○	○		○	■	■	○	○
⑩労組行動の調整			○					■	■		
⑪その他				■	■	■	■				

注1. 左上はアフリカ労働組合統一機構(OATUU) 17 右上はイギリス連邦労働組合協議会(CTUC) 4
 左下はヨーロッパ労働組合連合(ETUC) 4 右下はノルディック労働組合協議会(NFS) 6
 2. 南部アフリカ労働組合調整協議会(SATUCC)が、85年⑨、91年⑩にみられる。

連邦首脳会議への働きかけ、南アの実情調査のためのイギリス連邦賢人調査団(EPG)の設置とその報告書の普及への貢献、南アの労働組合運動への各種の支援、こうした諸活動への傘下組織の動員などが示されている。そのかぎりでは、CTUCの活動は少なくとも表面上(記録上)は世界労連などよりもむしろ実質的であったようにもみえる。

さらに、ヨーロッパ労働組合連合(ETUC)も87~89年に同じく4項目で登場しているが、報告(採録)の紙幅はCTUCの5分の1程度にすぎず、行動内容も主として申し入れや声明の発表であった。そのなかには南ア炭輸入問題(停止要求)やEC企業行動指針問題(追跡調査要求)などがふくまれるとはいえ、EC自体の大激論に比べて、ETUCの対応がいかに不十分かつ形式的であることは否めないであろう。

つぎに、第15表は親南ア4大国(英、米、西独、日)の労働者組織による反アパルトヘイト行動である。全体としてかなりの行動密度であることがうかがえる。とくにイギリス労働組合会議(TUC)は、行動記録の全95項目中の76項目に登場し、その収録スペースも圧倒的である。TUCの活動は、①政府への圧力、②企業への圧力、④南ア労組支援と、2~3年分の項目脱落のある⑦行動指針の監視、⑩労組行動の調整について全年次に登場し、③連帯行動、⑥組合基金の引揚げ、⑨一層の孤立化措置についても空白はいずれも1~2年分にすぎない。そして、このTUCの活動内容は、基本的にはICFTUやILOの提起にそいながら、さらにそれを具体化するものとなっている。とくに、政府や使用者組織(イギリス産業連盟)の明らかな親白人政権・反制裁路線にたいして、度重なる直接談判をふくむきびしい対決をみせている。この点は、政府や使用者組織からの(反ア

第15表 親南ア4大国の労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目	年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力		○	○○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○
②企業への圧力		○	○○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○○
③連帯行動		○○	○○	○○	○○	○	○	○	○	○	○
④南ア労組支援		○	○○	○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	○
⑤南ア移住防止		○	○	○○	○○		○	△	△	○	○
⑥組合基金の引揚げ		○		○○	○○	○	○○	○○	○○	○○	
⑦行動指針の監視		○	○	○○	○○	○	○	△	△	△	△
⑧国連での行動				○	○		○	△	△	○	○
⑨一層の孤立化措置		○	○	○○	○○		○○	△	△	○	○
⑩労組行動の調整		○	○	○○	○○	○	○○	△	△	○	○
⑪その他			○	△	△	△	△	○	○	○	

注1. 左上はイギリス労働組合会議 (TUC) 76 右上はアメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 56
 左下はドイツ労働総同盟 (DGB) 38 右下は日本 (同盟○19, 総評△10, 連合●3)

2. アメリカではさらに、アメリカ炭鉱労働組合 (UMWA) が、89年①②、91年①③④にみられる。

パルトヘイトを前提とした) 報告では背後に伏せられている部分を明らかにするうえでも有益である。TUC は、企業行動指針についての関係企業からの年次報告書を独自に分析し、とくに黒人労働組合の承認やそれとの交渉を拒否したり、国際的な最低基準以下の低賃金で黒人労働者を雇用したりする悪質な違反企業を公表して、社会的に告発しつづけている。また、現地子会社の労働争議に介入し、イギリスの親会社への働きかけを組織している。南アの運動への連帯や支援活動もより多彩 (弾圧犠牲者への支援、イギリスへの研修旅行等への後援など) である。かくして、行動記録でみるかぎり、TUC がイギリスと南アのとりの深い関係によって毒されている様子はみられず、その点は南アに新情勢が展開し始めた90年以降についても全く変わっていない。合法性回復後はじめての ANC 全国大会 (91年7月) に、外国の労働組合組織として唯一 TUC が招待されたことには、それなりの現実的根拠があったといえよう。

また、アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) の行動記録も過半の項目に登場し、とくに84~85年には全項目について行動している。AFL-CIO の行動でとくに目につくのは、南ア制裁立法の推進、各種選挙での圧力の行使、サリバン・コードを利用したの資本撤退要求、問題企業にたいするボイコット運動の展開、その技術研究所であるアフリカ・アメリカ労働センター (AALC) をつうじた教育援助などであり、アメリカ労働運動の伝統的戦術とともに、市民運動との結合もみられる。

一方、ドイツ労働総同盟 (DGB) や日本の同盟・総評・連合による反アパルトヘイト行動は、登場回数もさらに少なく、内容的にも関係方面への申し入れを中心としたきわめて穏やかなものであ

る。その意味では、第16表に示したオランダ、フランス、イタリアなどの労働者組織、あるいは第17表に示したカナダ労働会議 (CLC) やニュージーランド労働連盟 (FOL) = ニュージーランド労働組合評議会 (NZCTU) による反アパルトヘイト行動の方が、より活発かつ実質的であった。

第16表 大陸系 E C 諸国の労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力	△	△ ○	△ △○	○ △○	△ △○	○ △	○ △	○	○	○△
②企業への圧力	△	○ △△	○	○	△○	△	△	△	○	○
③連帯行動	△	△△ ○○	△△ △○	○△ ○	○△ ○	△ △	○ △	○ △	○	○△
④南ア労組支援	△	△ ○	△ △○	○ △○	△ △	△ △○	○ △	△	○	○○
⑤南ア移住防止		△				△	斜線	斜線		
⑥組合基金の引揚げ	○							△	○	△
⑦行動指針の監視	○	○					斜線	△	斜線	斜線
⑧国連での行動							斜線	斜線	○	
⑨一層の孤立化措置	○	○	△ △	○ ○	○ △○	○○	斜線	斜線	○	○○
⑩労組行動の調整			○ △	○ △○	○ △	△ △○	斜線	斜線	○	○
⑪その他			斜線	斜線	斜線	斜線	○ △	○		

注1. 左上はオランダ労働組合連盟 (FNV) ○47
 オランダ・キリスト教労組総連合 (CNV) △16
 左下はフランス労働総同盟 (CGT) ○21
 フランス民主労働連合 (CFDT) △29
 右上はベルギー労働総同盟 (FGTB) ○0
 ベルギー・キリスト教労組総連合 (CSC) △8
 右下はイタリア3大労組=労働組合連盟○29
 (CGIL, CISL, UIL の共同回答)
 2. フランスではさらに、労働者の力 (FO) が、85年1)2、91年1にみられる。

そして、第18表にみるように、北欧4国の労働者組織による反アパルトヘイト行動は全体としてより積極的であった。これらの組織で構成するノルディック労働組合協議会 (NFS) は反アパルトヘイトの共同行動計画をもち、とりわけ各国政府と国連にたいして積極的な政策提起を行なっている。その主旨は南アとの各分野での関係断絶とその代替措置 (新たな投資先・貿易相手の開拓など) であり、そのことが懸念や消極性を示す経済界などをおさえて貿易や投資の全面禁止などを実現させる力となっている。さらに、そうした共同計画にそって、③連帯行動、④南ア労組支援、⑨一層の孤立化措置などで、より実質的な行動がなされてきている。

さらに、アフリカ諸国の労働者組織による反アパルトヘイト行動 (第17表) も、主として③連帯行動、④南ア労組支援を中心に展開されたことを示している。同時に、アルジェリア労働者総連合 (UGTA) やトーゴ全国労働者連合 (CNTT) のように、かなりの行動項目数を記録しているところもみられる。しかし、これらの組織もふくめて、アフリカ諸国の圧倒的部分でみられた一党制国家ないし軍事独裁の体制が、その他の経済的・社会的諸困難とともに、労働者組織の存亡とその反アパルトヘイト行動にも多大な影響を与えており、たとえば80年代にも経験した政変やクーデターの結果、既存の労働者組織が解体に追い込まれたり、指導部の強権的交代が行なわれたりしてきた。その結果、個々の労働者組織による反アパルトヘイト行動がある特定の年次や特定の項目に局限さ

伊部：アパルトヘイトと国際労働運動

第17表 アフリカ諸国・イギリス連邦主要3国の労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力	○ ○	1○ ○	2○ ○	○ ○	1○ ○	1○ ○	1○ ●	○ ●	3○ ○	○ ●
②企業への圧力	○	1	1	1	1○	1○	○ ○	○	○	
③連帯行動	1○	4○ ○	7○ ○	4 ○	4 ○	6○	2○ ●	3○ ●	2○	2○
④南ア労組支援	2○	3 ○	1○ ○	4○ ○	4○ ○	6○ ○	○ ○	1○	4○	3○
⑤南ア移住防止		1		1			■	■		1
⑥組合基金の引揚げ		1			1	○	○ ○	○	○	1
⑦行動指針の監視		1	1				■	■	■	■
⑧国連での行動		1 ○	2			○	■	■	2○	1
⑨一層の孤立化措置	2	1 ○	2○	3 ○	2 ○	2 ○	■	■	2○	
⑩労組行動の調整	2	5 ○	2 ○	○ ○	3○	2○	■	■	2○	
⑪その他	2		■	■	■	■	4○ ●	2 ○	1	

- ①1. 左上はアフリカ諸国の労働者組織
 右上はカナダ労働会議 (CLC) 44
 左下はオーストラリア労働組合評議会 (ACTU) 6
 右下はニュージーランド労働連盟 (FOL) 20
 ニュージーランド労組評議会 (NZCTU) 7
2. アフリカ諸国の労働者組織の行動項目数は次のとおりである。
 アルジェリア労働者総連合 (UGTA) 26、トーゴ全国労働者連合 (CNTT) 22
 タンザニア労働者連合 (JUWATA) 8、全エチオピア労働組合 (AETU) 8、など

第18表 北欧4国の労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目 \ 年次	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
②企業への圧力	○	○ ○	○ ○		○	○	○ ○	○		
③連帯行動	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
④南ア労組支援	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
⑤南ア移住防止		○ ○					■	■		
⑥組合基金の引揚げ		○ ○	○							○
⑦行動指針の監視		○ ○	○				■	■	■	■
⑧国連での行動		○ ○	○				■	■		○
⑨一層の孤立化措置	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	■	■	○	○
⑩労組行動の調整	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	■	■	○ ○	○ ○
⑪その他	○ ○	○	■	■	■	■	○ ○	○		

- ①1. 左上はデンマーク労働組合連合 (LO) 32
 右上はフィンランド労働組合中央機構 (SAK) 27
 左下はノルウェー労働組合連合 (LO) 58
 右下はスウェーデン全国労働組合連合 (LO) }
 スウェーデン俸給従業員連合 (TCO) } 39
2. 上記4国のその他の労働者組織については割愛した。
 3. ノルディック労働組合協議会 (NFS) については第14表を参照。

れる場合も少なからずみられる。また、全体として南部アフリカほど概して行動項目数が少ないことも確認できる。反アパルトヘイト行動におけるアフリカ諸国の労働者組織の役割が副次的なものにとどまったことは、否めない事実であったといえよう。

最後に、第19表は社会主義諸国の労働者組織による反アパルトヘイト行動である。社会主義諸国における一党支配体制の一翼を分担する労働者組織は、当然ながら③連帯行動、④南ア労組支援を主要な行動課題としている。その具体的な行動内容は、声明、連帯集会、南ア労組代表の招待、国際会議等への参加援助などである。

第19表 社会主義諸国の労働者組織による反アパルトヘイト行動

項目	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91
①政府への圧力	○	○ ○4	1	○						○ 1
②企業への圧力		○1	1	1		○				
③連帯行動	○ ○3	○○ ○4	○○ ○3	○○ ○4	○ ○3	○ 2	○	○ ○1		
④南ア労組支援	○ ○3	○○ ○3	○○ ○3	○○ ○3	○○ ○2	○○ ○3	○○ ○	○○ ○2	○	○ 1
⑤南ア移住防止	1						■	■		1
⑥組合基金の引揚げ	2	1								
⑦行動指針の監視	2						■		■	■
⑧国連での行動	○ 2	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1	○	■	■		
⑨一層の孤立化措置	○ ○3	○○ ○1	○ ○2	○ ○1	○ 2	○	■	■		
⑩労組行動の調整	3	○	○1			○ 1	■	■		
⑪その他	○	○	■	■	■	■	○	○ ○1		

注1. 左上は全ソ労働組合中央評議会32 (91年はソ連労働組合総連合) 右上は中華全国総工会17
 左下は自由ドイツ労働総同盟(FDGB)24 右下はその他の社会主義諸国の労働者組織
 2. ウクライナと白ロシア(ベラルーシ)は、政府との共同回答のため除外されている。
 3. その他の社会主義諸国の労働者組織の行動項目数は次のとおりである。
 ユーゴスラビア労働組合同盟30、チェコスロバキア労働組合中央評議会17
 ハンガリー労働組合中央評議会15、など

そして、労働者組織による反アパルトヘイト行動がこうした公式の報告にとどまらない可能性は、おそらく政府による行動についてと同様であろう。

5. アパルトヘイトと国際労働運動 — むすびに代えて —

アパルトヘイトの現状と将来をめぐって、この間南ア内外で多くの議論がなされてきた。学会レベルでは、南ア資本主義とアパルトヘイトの関係をめぐるながい論争があり、資本主義の発展が必然的にアパルトヘイトの解体をもたらすのか、体制順応的なアパルトヘイトの解体には独自の階級的・民族的な闘争が不可欠なのか、がその中心的論点であった。また、現地を見聞した多くの観察者やジャーナリストたちは、白人権力の圧倒的な能力や黒人たちの展望喪失とあきらめの表情をとらえ、南ア情勢転換の糸口は見当たらない(76年のソウェト事件を転換の契機にできなかったのが

決定的)とするものが少なくなかった。もちろん、筆者をふくむ一部の人は、冒頭でも略述した南ア社会の深部の動きに注目しつつ、80年代をアパルトヘイト体制の「終わりののはじまり」と指摘してきた。ともあれ、90年代がアパルトヘイト体制の解体と南ア社会変革の10年になることは、たとえその過程が多くの子余曲折をとまなうとしても、もはや万人の認めるところであろう。

そこで、アパルトヘイト体制の崩壊をもたらした最大の直接的な要因は、何よりもまずアパルトヘイト体制の矛盾が決定的に深まっていたことである。それは一口でいえば、80年代後半の非常事態導入と残虐な弾圧体制のもとでも黒人層の大衆的な抵抗運動を抑えきれず、それが白人内部の広範な分裂をさらにひろげ、アパルトヘイト体制解体の必要を公然と主張させるまでに至ったことである。抵抗運動の側では、ANCや南ア共産党の多人種化の推進、これら組織の非合法という状況のもとでの多人種的・大衆的なUDF(統一民主戦線)などの活動、そして何よりもこの間の黒人労働運動の急速な成長と闘争が決定的な意義をもった。かくして、経済界の主流は公然とアパルトヘイト非難の立場をとり、アパルトヘイト後をめざして非合法下のANCと公然と接触し始めた。南ア国内の混乱と非常事態の導入は、白人政権とアパルトヘイト体制への国際的な非難と制裁を拡大させ、外国資本の撤退を拡大させた。南ア白人体制を戦略的に支持してきた西側諸国も、元も子も失う危険を感じて白人政権の路線転換を求めざるをえなくなった。本来的に西側依存の後進的な経済構造にたつ南ア資本主義は大きくゆきづまり、アパルトヘイト体制の解体に向かうことを余儀なくされたのである。

こうした事態の展開にとって国際労働運動が果たした役割は、大きくは、2つの側面が認められる。その第1は労働運動に本来的な側面、すなわち労働者や労働運動間の連帯・支援の活動であり、前節でもみたように、この間の反アパルトヘイト行動の中心もやはりこの点にあったといえる。第2は、多くの市民運動・連帯運動(イギリスの反アパルトヘイト運動=AAMをはじめとして多くの諸国で活動)と共通の世論形成活動である。これには連帯運動の一部としての組合員・大衆動員のための教育・宣伝活動やボイコット運動などがあり、政府や企業への圧力活動などがふくまれる。国際労働運動とそれを構成する各国の労働運動は、その組織力と財政力あるいは組織としての社会的な影響力をつうじて、アパルトヘイト体制に直接間接の圧力をかけ、その解体をめざす運動に有形無形の財政的・物質的・道義的な支援を与えてきた。その意味で国際労働運動がアパルトヘイト体制の解体・崩壊に一定の役割を果たしたことは明らかである。

しかし、アパルトヘイト体制の形式的な解体(基幹的なアパルトヘイト立法の廃止)がすすむ一方で、実質的なアパルトヘイト(各種の差別や格差)はなお存続しつづけており、新しい非人種的で民主的な南アフリカの再生への道はいまだ不透明である。つまり、アパルトヘイト体制はいまだ「終わりののはじまり」に位置しているにすぎないのであり、その真の廃絶に向けて、国際労働運動の役割もいまだ終わってはいないのである。

〔付 記〕

- 1 本稿は平成 2 年度文部省科学研究費助成研究「現段階における国際労働組織の実態に関する調査研究」にもとづく研究成果の一部である。
- 2 本稿は、掲記の研究課題に関する研究成果報告書（1992年 3 月）に収録された同名タイトルの論稿に、1991年に関する新着データを補充し、本文に必要な補訂を行なったものである。